

## 静岡県庁本館、東館、別館及び西館電気需給契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県庁本館、東館、別館及び西館の電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県庁本館、東館、別館及び西館で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和6年4月1日(供給開始日)午前0時から令和7年3月31日午後12時とする。
契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県庁本館、東館、別館及び西館で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙は、当該地域の一般送配電事業者と締結する託送供給契約により電気の供給を行う。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』）

第8条 『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』は次により算定する。

『落札者の入札書別紙の各料金ごとの計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』）

第9条 『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金単価を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』）

第10条 『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金区分を記載する』

（電力量）

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。燃料費調整単価は燃料価格反映部分(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と卸市場単価(卸電力市場価格の変動分)を含むものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

乙は、施設ごと(「本館、東館、別館」並びに「西館」)の内訳明細を請求書とともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出た

とき。

- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（料金の精算）

第20条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町9番6号

(甲)

静岡県知事 川勝平太

(乙)

## 静岡県庁本館、東館、別館及び西館電気需給仕様書(案)

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で令和 年 月 日付けで締結した静岡県庁本館、東館、別館及び西館の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

### 1 概要

(1) 需要場所、契約電力（契約上使用できる最大電力をいう）、年間予定使用電力量

施設	需要場所	契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
静岡県庁 本館 東館 別館	静岡県静岡市 葵区追手町9番6号	2,750	8,875,000
静岡県庁 西館		780	1,662,000
合 計			10,537,000

(2) 業種及び用途

官公署(事務所)

### 2 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

- ア 電気方式 交流3相3線方式
- イ 受電電圧 20,000ボルト（本館、東館、別館）  
6,000ボルト（西館）
- ウ 計量電圧 20,000ボルト（本館、東館、別館）  
6,000ボルト（西館）
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 非常用自家発電設備 あり（系統連携なし）
- カ 蓄熱層 なし

(2) 力率 100%を予定

(3) 予備線契約電力 2,750kW（本館、東館、別館）

(4) 契約期間の電力消費計画 別紙1 庁舎別電力消費計画一覧表のとおり

(5) 過去4年間の電力消費実績 別紙2 庁舎別電力消費実績一覧表のとおり

(6) 予備線

常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で甲が必要とする電力を供給する。

(7) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日 令和6年4月1日 午前0時

イ 使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(8) 需給地点

（本館、東館、別館）

需給場所構内引込口に静岡県庁の敷設した、ガス絶縁機器のケーブルヘッドの負荷側接続点

(西館)

静岡県庁西館の構内設置の中部電力株式会社の三端子開閉器の静岡県庁西館用開閉器の負荷側接続点

(9) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(10) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 その他

契約書第15条による電気料金の請求書の内訳として、施設ごと（「本館、東館、別館」並びに「西館」）の契約電力、当月使用電力量、当月最大電力及び力率測定用有効電力量が入力されたデータを作成し、甲に提出する。

別紙1

庁舎別電力消費計画一覧表  
(静岡県庁本館、東館、別館及び西館)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

※本館、東館、別館の時間帯別予定電力量のデータであるが、時間帯別の料金設定を強制するものではない。ただし、時間帯別の料金設定を行なう場合は、下記の日付、時間とすること。

(静岡県庁本館、東館、別館)

月	予定 力率	予定 最大電力	時間帯別使用予定電力量			
			昼間時間	夜間時間	重負荷時間	計
4月	100%	1,688 kw	398,000 kWh	255,000 kWh		653,000 kWh
5月	100%	1,840 kw	373,000 kWh	294,000 kWh		667,000 kWh
6月	100%	2,472 kw	490,000 kWh	249,000 kWh		739,000 kWh
7月	100%	2,440 kw	234,000 kWh	305,000 kWh	324,000 kWh	863,000 kWh
8月	100%	2,728 kw	249,000 kWh	309,000 kWh	360,000 kWh	918,000 kWh
9月	100%	2,600 kw	216,000 kWh	289,000 kWh	304,000 kWh	809,000 kWh
10月	100%	2,136 kw	464,000 kWh	258,000 kWh		722,000 kWh
11月	100%	1,960 kw	407,000 kWh	254,000 kWh		661,000 kWh
12月	100%	2,192 kw	459,000 kWh	263,000 kWh		722,000 kWh
1月	100%	2,200 kw	446,000 kWh	281,000 kWh		727,000 kWh
2月	100%	2,272 kw	425,000 kWh	246,000 kWh		671,000 kWh
3月	100%	2,040 kw	469,000 kWh	254,000 kWh		723,000 kWh
計			4,630,000 kWh	3,257,000 kWh	988,000 kWh	8,875,000 kWh

(静岡県庁西館)

月	予定 力率	予定 最大電力	使用予定電力量
4月	100%	343 kw	100,000 kWh
5月	100%	559 kw	98,000 kWh
6月	100%	718 kw	149,000 kWh
7月	100%	708 kw	184,000 kWh
8月	100%	768 kw	207,000 kWh
9月	100%	689 kw	171,000 kWh
10月	100%	605 kw	116,000 kWh
11月	100%	372 kw	102,000 kWh
12月	100%	552 kw	126,000 kWh
1月	100%	598 kw	146,000 kWh
2月	100%	569 kw	134,000 kWh
3月	100%	482 kw	129,000 kWh
計			1,662,000 kWh

重負荷時間 7月1日から9月30日の午前10時から午後5時まで。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。  
 昼間時間 午前8時から午後10時まで。ただし、重負荷時間と重なる時間、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除く。  
 夜間時間 重負荷時間及び昼間時間以外の時間。

別紙2 庁舎別電力消費実績一覧表  
(静岡県庁本館、東館、別館及び西館)

本館、東館、別館 ※令和4年10月～令和5年3月は昼間・夜間・重負荷時間帯別の使用電力量データなし

最大使用電力(kw)					
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
4月	1,920	1,688	1,592	1,656	1,536
5月	1,944	1,840	1,816	1,816	1,896
6月	2,184	2,472	1,928	2,392	2,320
7月	2,528	2,440	2,416	2,400	2,600
8月	2,696	2,728	2,664	2,648	2,640
9月	2,616	2,600	2,392	2,344	2,432
10月	2,128	1,872	2,128	2,136	
11月	1,792	1,776	1,960	1,600	
12月	2,000	2,192	2,176	2,104	
1月	2,064	2,128	2,144	2,200	
2月	1,992	2,200	2,272	2,112	
3月	1,824	1,984	2,040	1,824	

使用電力量(昼間)(kwh)					
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
4月	413,976	402,560	401,296	402,664	395,424
5月	396,328	357,392	383,744	380,624	364,448
6月	474,208	533,288	492,368	515,472	513,760
7月	238,936	230,608	244,128	233,848	240,688
8月	259,920	248,400	253,240	265,352	265,072
9月	220,016	227,416	211,328	223,640	229,776
10月	474,344	470,000	475,600		
11月	416,744	400,608	426,144		
12月	440,984	474,296	489,512		
1月	428,072	465,376	469,544		
2月	413,096	439,096	446,912		
3月	454,272	501,280	479,536		
合計	4,632,896	4,750,320	4,773,352	2,021,600	

使用電力量(夜間)(kwh)					
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
4月	256,032	260,928	261,144	247,192	250,288
5月	291,024	314,520	291,592	295,544	298,520
6月	259,976	256,464	242,752	248,928	257,592
7月	290,864	310,672	330,192	306,416	307,992
8月	306,648	315,960	321,616	302,120	308,936
9月	309,136	294,776	278,144	294,632	296,008
10月	290,936	244,256	254,224		
11月	258,272	268,216	249,656		
12月	277,320	268,640	258,816		
1月	290,096	287,600	281,968		
2月	257,008	247,376	245,888		
3月	267,920	256,008	250,672		
合計	3,355,232	3,325,416	3,266,664	1,684,832	

使用電力量(重負荷時間)(kwh)					
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
7月	335,720	323,208	331,200	325,768	345,984
8月	380,232	365,824	353,936	382,968	385,072
9月	312,176	327,200	290,000	312,272	328,472
合計	1,028,128	1,016,232	975,136	1,021,008	1,059,528

使用電力量(合計)					
年度	H30	R1(H31)	R2	R4	R5
4月	670,008	663,488	662,440	649,856	645,712
5月	689,352	671,912	675,336	676,168	662,968
6月	734,184	789,752	735,120	764,400	771,352
7月	865,520	864,488	905,520	866,032	894,664
8月	946,800	930,184	928,792	950,440	959,080
9月	841,328	849,392	779,472	830,544	854,256
10月	765,280	714,256	729,824	688,936	
11月	675,016	668,824	675,800	642,520	
12月	718,304	742,936	748,328	735,272	
1月	718,168	752,976	751,512	747,656	
2月	670,104	686,472	692,800	689,168	
3月	722,192	757,288	730,208	711,048	
合計	9,016,256	9,091,968	9,015,152	8,952,040	

西館

最大使用電力(kw)					
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
4月	441	343	300	317	322
5月	484	478	494	559	331
6月	564	648	576	718	629
7月	636	612	708	694	751
8月	727	761	727	768	744
9月	734	689	677	677	710
10月	562	307	581	605	
11月	454	372	331	305	
12月	432	540	552	542	
1月	514	566	564	598	
2月	475	499	569	499	
3月	463	456	482	449	

使用電力量(kwh)					
年度	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
4月	97,219	99,158	99,115	100,027	99,506
5月	93,298	92,515	101,215	99,490	99,996
6月	119,510	147,535	149,057	149,078	148,706
7月	161,666	165,833	198,048	186,864	189,710
8月	184,418	195,624	209,743	213,876	204,331
9月	160,493	168,588	166,723	176,270	177,578
10月	123,492	109,978	123,972	112,877	
11月	97,822	98,150	104,693	101,083	
12月	109,786	129,619	125,638	121,111	
1月	120,266	147,190	148,310	141,530	
2月	112,073	128,117	142,080	131,093	
3月	120,713	132,948	131,114	122,760	
合計	1,500,756	1,615,255	1,699,708	1,656,059	919,827

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。